

【東京都青少年の健全な育成に関する条例】

（優良図書類等の推奨）

第5条 知事は、次に掲げるもので、東京都規則で定める基準に該当し、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨することができる。

- 一 （省略）
- 二 映画、演劇、演芸及び見せもの（以下「映画等」という。）で、その内容が特にすぐれていると認められるもの
- 三 （省略）

【東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則】

（優良図書類等の推奨の基準）

第2条 条例第5条の東京都規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

- 一 青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるものであること。
- 二 青少年が知識を身につけ、教養を深めていくことに役立つものであること。
- 三 青少年の人を慈しみ、大切にする心を育てるものであること。
- 四 青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるものであること。
- 五 青少年の思考力、批判力又は観察力を養うものであること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、青少年の健全な心身の成長に資するものであること。